

## 山添村木造住宅耐震診断事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山添村内に存する木造住宅の所有者が当該木造住宅の耐震診断を受けようとするときに、村が耐震診断員を派遣してこれを実施することにより、地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及及び向上を図るとともに、耐震診断及び改修を促進し、もって地震に強いむらづくりを推進することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断：この要綱に基づき行う耐震診断は次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)第3条の指針(木造建築物に係る部分に限る。)に基づく耐震診断
  - イ 「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」(建設省住宅局著作、財団法人日本建築防災協会編集)に基づく耐震診断
  - ウ 「我が家の耐震チェック」プログラム(国土交通省著作、財団法人日本建築防災協会提供)に基づく耐震診断
  - エ その他村長が適当と認める診断方法に基づく耐震診断
- (2) 耐震診断員：建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士及び奈良県が主催する既存木造住宅耐震診断・改修技術者養成講習会を受講したものをいう。
- (3) 住宅：家計を営むものが、独立して居住することができるように設備された1棟若しくは数棟の建築物、又はその一部(この場合において当該部分が過半数を占めるものに限る。)を含む建築物をいう。

### (事業対象建築物等)

第3条 事業の対象となる耐震診断は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する構造上独立した1棟の建築物(以下「対象建築物」という。)について行うものとし、耐震診断員が行うものに限る。

- (1) 昭和56年5月31日以前に工事に着手された住宅で、村内にあるもの
  - (2) 木材の枠組みによって構成された構造形式(「木造軸組み構造」)のもの
  - (3) 過去に当該事業による耐震診断を実施していないもの
- 2 前項の規定にかかわらず、村長が特に耐震診断を行う必要があると認めた

建築物は、耐震診断を受けることができるものとする。

(耐震診断の実施)

第4条 村長は、所有者から申し込みがあった対象建築物について、実施予定数の範囲内において耐震診断員を派遣し、耐震診断を行うものとする。

(事業の申し込み)

第5条 耐震診断を受けようとする対象建築物の所有者（当該対象建築物が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表1名をいう。）は、山添村木造住宅耐震診断事業実施申込書（様式第1号）により村長に申し込まなければならない。

(事業の決定等)

第6条 村長は、前条の申し込みがあり、その内容を審査し耐震診断の実施が適当であると認めたときは、山添村木造住宅耐震診断事業実施決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により当該申込者（以下「事業申込者」という。）に通知するものとする。

2 村長は、審査の結果、耐震診断を実施することが適当でないと判断したときは、その理由を付して、山添村木造住宅耐震診断事業を実施しない旨の通知書（様式第3号）により事業申込者に通知するものとする。

3 村長は、決定通知書の内容に変更が生じたときは、山添村木造住宅耐震診断事業実施変更通知書（様式第4号）により事業申込者に通知するものとする。

(耐震診断実施の辞退)

第7条 事業申込者は、決定通知書を受けた後において、事情により耐震診断を辞退するときは、速やかに山添村木造住宅耐震診断事業実施辞退届（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

(実施決定の取り消し)

第8条 村長は、事業申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事業実施の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽、又は不正の手段により事業実施決定を受けたことが判明したとき
- (2) その他、村長が不適切と認める事由が生じたとき

2 村長は、前項の規定により事業実施の決定を取り消したときは、その理由を付して、山添村木造住宅耐震診断事業実施決定取消通知書（様式第6号）

により、事業申込者に通知するものとする。

(耐震診断員の派遣)

第9条 村長は、第6条第1項の規定により耐震診断事業の実施を決定したときは速やかに耐震診断員を派遣しなければならない。

(結果報告)

第10条 耐震診断員は、耐震診断が完了したときは、速やかに診断結果を事業申込者に報告するとともに、村長に調査結果報告業務完了報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

(事業申込者に対する指導)

第11条 村長は、結果報告書に基づき、対象建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、事業申込者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(守秘義務等)

第12条 耐震診断員は、本事業による耐震診断の実施に関し、職務上知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。耐震診断員の登録期間が終了、又は登録を取り消された後においても同様とする。

2 耐震診断員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 事業実施申込者に不必要な改修等を勧めること
- (2) その他耐震診断員としてふさわしくない行為を行うこと

(業務委託)

第13条 村長は、本事業に関する業務の一部、又は全部を委託することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。

(山添村木造住宅耐震診断補助金交付要綱の廃止)

- 2 山添村木造住宅耐震診断補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

(改正要綱 施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。